

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 6 月28日
【会社名】	東京ラヂエーター製造株式会社
【英訳名】	TOKYO RADIATOR MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 落合 久男
【本店の所在の場所】	神奈川県藤沢市遠藤2002番地 1
【電話番号】	0466(87)1231 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 本部長 矢野 和彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県藤沢市遠藤2002番地 1
【電話番号】	0466(87)1231 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 本部長 矢野 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第117回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額107,909,377円50銭

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、落合 久男、蛭川 耕二、三村 健二、田口 洋一、高村 藤寿の5氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、田中 晃、霞末 陽介の両氏を選任する。

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

第4号議案 剰余金の処分の件

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

配当財産の種類

金銭

1株当たり配当額

金370円

配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金370円 総額53億2,353万円

剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

第5号議案 定款一部変更の件（1）

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、定款を一部変更するもの。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

過半数が社外取締役で構成される指名委員会および報酬委員会を設置するため、定款を一部変更するもの。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、年額2億円の報酬限度額とは別に、年額1,300万円以内と設定するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	114,566	1,476	2,002	(注) 1	可決 (97.05%)
第2号議案				(注) 2	
落合 久男	105,436	12,608	0		可決 (89.32%)
蛭川 耕二	116,908	1,136	0		可決 (99.04%)
三村 健二	116,908	1,136	0		可決 (99.04%)
田口 洋一	116,743	1,301	0		可決 (98.90%)
高村 藤寿	116,849	1,195	0		可決 (98.99%)
第3号議案				(注) 2	
田中 晃	116,789	1,255	0		可決 (98.94%)
霞末 陽介	116,688	1,356	0		可決 (98.85%)

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (反対の割合)
第4号議案	15,169	102,875	0	(注) 1	否決 (87.15%)
第5号議案	13,922	104,122	0	(注) 3	否決 (88.21%)
第6号議案	14,950	103,094	0	(注) 3	否決 (87.34%)
第7号議案	14,948	103,096	0	(注) 1	否決 (87.34%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

前日までに行使された議決権及び当日出席の大株主の議決権の集計により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上